

条件付一般競争入札（事後審査型） 公告共通事項

本工事の入札公告に基づく一般競争入札について、関係法令に定めるもののほか、この条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項によるものとする。ただし、同一項目において異なる内容の記載がある場合は、案件ごとに行う入札公告を優先する。入札は、「兵庫県電子入札共同運営システム」（以下「電子入札システム」という。）を利用した電子入札により行う。

1 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、朝来市財務規則（平成 17 年朝来市規則第 54 号）第 87 条に定める入札参加資格者名簿に登載されている者で、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
- ③ 建設業法の規定による、入札公告に示す工種の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値が、入札公告に示す範囲内の点数であること（点数は、毎年 7 月 1 日を基準日として作成する朝来市入札参加資格者名簿の等級格付に用いられた点数による。）。
- ④ 朝来市指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約当事者が経営状況を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ⑥ 入札公告に当該工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者でなく、以下にも該当しないこと。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ア 資本の関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - a) 親会社と子会社の関係にある場合
 - b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ⑧ 応募方法が単独企業と特別共同企業体の混合入札によるときは、特別共同企業体とその構成員又は特別共同企業体を構成する構成員同士
- ⑨ 朝来市暴力団排除条例（平成 25 年朝来市条例第 36 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しないこと。
- ⑩ 兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）に接続可能な IC カードを使用し、朝来市の利用者登録の手続を完了していること。

(2) 配置予定技術者の要件

- ① 入札公告に示す技術者を、建設業法第 26 条の規定により適正に配置できること。ただし、監理技術者の配置を求める場合における監理技術者講習終了証については、監理技術者資格証の交付の日を平成 16 年 2 月 29 日までに受けている場合は不要とし、監理技術者講習を平成 16 年 3 月 1 日以降に受けている場合には、改正前の建設業法の規定による指定講習受講終了証をもって代える。

また、技術者は常勤の自社社員であり、かつ入札申込み開始時において引き続き 3 箇月以上の雇用関係を有するもの。

- ② 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした場合は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。
- ③ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

2 入札参加の手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、「兵庫県電子入札共同運営システム」ポータルサイトの当市のページ（以下「ポータルサイト」という。）において、入札公告等を確認し、入札参加申込書を電子入札システムを利用して提出すること。
- (2) 利用者のシステムトラブルなどにより、電子入札システムを利用し難い場合は、紙入札承認願を申し込み期限内に朝来市役所企画総務部財務課に提出することにより、紙による入札参加が出来る。
- (3) 申込期限日以降は、原則として申込書の差替え及び再提出を認めない。

3 仕様書、設計書及び図面の閲覧

仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）は、ポータルサイトにおいてダウンロードしたものに入札パスワードを入力することにより閲覧できる。そのパスワードは、電子入札システムにおいて工事案件ごとに電子入札システムにおいて掲載する。

4 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札公告において免除とする場合がある。

5 入札方法及び工事費積算内訳書の提出方法

(1) 入札方法

- ① 入札期間は、入札公告に記載とおりとする。
- ② 事前に入札参加申込書を提出し受理されていない場合は、入札書を提出できない。
- ③ 入札書の提出は電子入札システムより、入札期間の土日休日を除くシステムの稼働時間内（午前 9 時～午後 8 時）に提出すること。
- ④ 入札書の提出後には表示及び印刷が出来ないため、入札書の内容は事前に十分確認し、必要に応じ提出前に印刷すること。
- ⑤ 入札書を送信した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(2) 工事積算内訳書（以下「内訳書」という。）の提出方法

- ① 工事積算内訳書の提出が必要とされる場合は、第 1 回目の入札に際し、電子入札システムにより入札書に添付して提出すること。
- ② 内訳書には積算金額をそのまま記載するものとし、合計欄（「工事価格」）の金額については、必ずしも入札金額と一致させる必要はない。
- ③ 内訳書の様式は、市のホームページから取得すること。それ以外の様式等は極力用いないこと。
- ④ 内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するもの

ではない。

6 入札に際しての注意事項

- (1) 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守ること。
- (2) 入札に必要な様式については、朝来市のホームページ及びポータルサイト（入札案内の各種様式）から取得すること。
- (3) 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。ただし、提出された内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。
- (4) 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- (5) 参加申込をした入札について、入札を希望しないこととなった場合には、入札参加申込取下届を提出して入札参加申込を取り下げることができる。
- (6) 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (7) 最低制限価格を設けたときは、その価格を下回る入札をした者は失格とする。1回目の入札において失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (8) その他
 - ① 入札書の記載にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 入札参加者の連合の疑い、不正不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行できないと認めるとき、また、天災地変等やむを得ない事由が生じた時は、入札の執行を中止することがある。
 - ③ 入札を希望しない場合には、入札開始時刻までに入札参加申込取下届を提出すること。

7 無効とする入札

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 談合その他不正の行為によってなされたと認められた入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料

- (1) 朝来市財務規則第90条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合においてくじを引くことを辞退できない。
- (3) 落札候補者として入札執行者から入札公告に示す入札資格確認資料の提出を求められた場合は、指定した期限までに、入札公告に示された提出資料を指示された場所へ提出すること。
 - ① 提出資料
 - ア 配置予定技術者の資格
入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載すること。
なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。
また、入札公告における入札参加資格要件として、当該技術者に同種又は類似の工事経験を求めている場合には、過去10年以内に工事が完成し、その引渡し完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。
 - イ 建設業の許可及び経営事項審査並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる経営事項審査結果状況等、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

建設業法第 27 条の 29 の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 同種又は類似の工事の施工実績

入札公告における入札参加資格要件として、同種又は類似の工事の施工実績を求めている場合には、入札参加資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を、様式 4 号に記載すること。

なお、記載件数は代表的な工事 3 件以内とし、過去 10 年以内に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。

エ その他、朝来市が提出を求めた資料

② 資料の様式は、市のホームページ及びポータルサイトから取得すること。

③ 資料の作成及び提出に要する経費は、落札候補者の負担とする。

④ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

⑤ 提出された資料は返却しない。

⑥ 資料を提出された結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（任意様式）を持参（郵送又は電送によるものは受付しない。）し、説明を求めることができる。

⑦ 落札候補者が指示された資料を提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

9 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

10 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に、契約書及び自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した所定様式による誓約書を提出すること。

(2) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合、市から指名停止を受けた場合又は暴力団等に該当することが明らかとなった場合には、契約を締結しない。

11 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる、銀行等の保証等、財務規則第 106 条の規定に該当する担保の提供があったとき。

(2) 債務の不履行による生ずる損害金の支払いを保証する銀行、朝来市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

- (4) 朝来市を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

12 支払条件

(1) 前払金

- ① 契約金額が 300 万円未満のもの（工事用の機械類の製造に必要な経費については、原則として契約金額が 3,000 万円未満のもの又は納入期限が 3 箇月未満のもの）については、前金払を行わない。
- ② 契約金額が 1 件 300 万円以上の工事で保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の 10 分の 4 以内の前金払を行う（業務の場合 10 分の 3 以内）。
- ③ 中間前金払と部分払の選択該当工事の落札者は、契約締結までに中間前金払を受けるか、部分払を受けるかを選択すること（契約締結後、この選択を変更することは認めない。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることができない。
- ④ 中間前金払と部分払の選択該当工事について中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から以下の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約を締結した場合には、請負金額の 10 分の 2 以内の前金払を行う。
 - ア 工期の 2 分の 1 が経過していること
 - イ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- ⑤ 中間前金払は、請負金額が 1 件 300 万円以上で工期が 50 日以上工事とする。

(2) 部分払

部分払いを選択した場合は、入札公告に示す回数以内の部分払いを請求することができる。なお、朝来市の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払いの回数を変更することができる。

13 議会の議決

- (1) 予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事については、市議会の議決を経なければ本契約を締結できない。この場合は、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者から交付された仮契約書に記名押印し、契約事務担当者に提出すること。
- (2) 市議会の議決を得られなかったときは、当該仮契約は失効する。
- (3) 仮契約締結後、市議会の議決を得るまでの間に、仮契約を締結した者が入札参加の資格制限又は朝来市指名停止基準に基づく指名停止を受けたときは、仮契約を解除し、本契約を締結することはできない。この場合、朝来市は一切の損害賠償の責を負わない。

14 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後 1 箇月以内に（工期が 1 箇月に満たない場合は、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (5) 落札者が契約を締結した工事の施工に当たり、工期内に工事を完成させない（履行遅滞）場合は、朝来市指名停止基準に基づき、遅滞期間に応じた期間の指名停止を行うことがある。
- (6) 入札書受付期限までに入札書を提出しなかった者については、指名停止措置により一定期間入札に参加できなくなることがある。